

2022年9月27日

支部 資格認定選考委員長 各位
(支部事務局長 各位 気付)

教育委員会
資格認定専門委員会
委員長 清水 雅幸

上級現場代理人資格認定における実務経験の取扱い他について

拝啓 日頃より工事監督者資格制度の運用について、ご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

標記について、5月27日の教育委員会において審議の結果、下記のとおり取扱うことが承認されましたので、お知らせします。

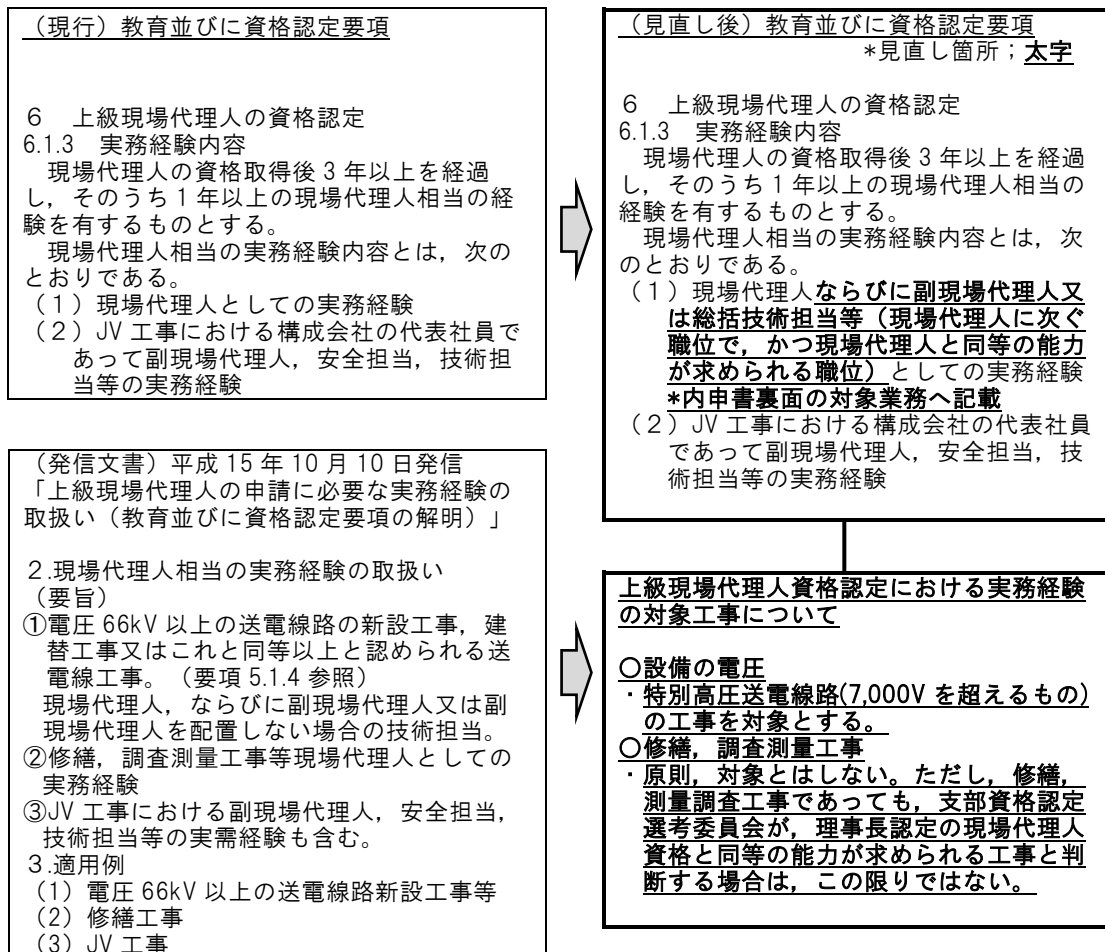
関係者への周知について、よろしく願いいたします。

敬具

記

1. 「上級現場代理人資格認定における実務経験の取扱い」について

(1) 上級現場代理人資格認定における実務経験を以下の通りに見直すこと。



(2) (1)の見直しに伴う発信文書の廃止について

- ・平成15年10月10日 発信文書「上級現場代理人の申請に必要な実務経験の取扱い（教育並びに資格認定要項の解明）」について廃止する。

2. 内申書審査における留意事項について

- ・内申書作成にあたっては、以下の事項に留意する。

(1) 上級現場代理人認定時における現場代理人の実務経験時期について

- ・申請時点において「一定期間(3～5年)内の実務経験を申請要件とする。

(2) 現場代理人資格失効者の再申請時における指導監督的な実務経験について

- ・現在でも現場管理を担うことができるかどうかについては、認定試験と新規取得後の特別講習会受講」によって確認できることから、現状通りとする。

(3) 所属会社を移籍した場合の「元所属会社での実務経験」の確認について

- ・申請会社（移籍後の所属会社）が確認していることの記述は不要。

(4) 所属会社の代表者等について

- ・代表者欄は「役職・氏名」を記載し、社印押印を基本にする。
ただし、押印については省略ができるものとする。

(5) 指導監督的な実務経験について

- ・賛助会員以外の発注工事において、工事規模、現場管理体制などを踏まえ、賛助会員発注工事と同等であると確認できる場合は、指導監督的な実務経験として、これを認める。

(以下、余白)

3. 現場代理人資格要件への「1級施工監理技士補」等の追加について（補足）
 ・令和4年7月8日発信文書にてお知らせしている内容について、以下の通り補足する。

（現行）教育並びに資格認定要項
<p>5 現場代理人の資格認定</p> <p>5.1.2 資格認定要件</p> <p>資格認定の申請に当たっては、次のいずれかの国家資格を有する者とする。</p> <p>(1)建設業法の2級施工管理技士（電気又は土木）以上</p> <p>(2)電気事業法の第3種電気主任技術者以上</p> <p>(3)電気工事士法の第2種電気工事士以上</p> <p>(4)技術士法による建設部門，建設「鋼構造及びコンクリート」部門，電気・電子，部門のいずれかの技術士として登録されている者（登録保持者）</p> <p>なお，国家資格等の名称・取得年月日・証明書番号（登録番号）を内申書に必ず記載する。</p>



（改定：追加）教育並びに資格認定要項 * 追加箇所；太字
<p>5 現場代理人の資格認定</p> <p>5.1.2 資格認定要件</p> <p>資格認定の申請に当たっては、次のいずれかの国家資格を有する者とする。</p> <p>(1)建設業法の2級施工管理技士（電気又は土木）以上</p> <p>(2)電気事業法の第3種電気主任技術者以上 ただし，合格（免状交付）後5年以上の実務経験により主任技術者の資格を有する者</p> <p>(3)電気工事士法の第2種電気工事士以上 ただし，第1種電気工事士にあつては免状交付者，第2種電気工事士にあつては合格（免状交付）後3年以上の実務経験により主任技術者の資格を有する者</p> <p>(4)技術士法による建設部門，建設「鋼構造及びコンクリート」部門，電気・電子，部門のいずれかの技術士として登録されている者（登録保持者）</p> <p>(5) 監理技術者補佐 ただし，実務経験による主任技術者の資格を有する者のうち，1級施工管理技士補（電気又は土木）に合格した者</p> <p>※実務経験のエビデンスとして，技術検定受検申請時に提出する「実務経験証明書」のコピー（写し）の添付，または，支部指定の様式に基づき添付する。</p> <p>なお，国家資格等の名称・取得年月日・証明書番号（登録番号）を内申書に必ず記載する。</p>

以上